**附録　定款例・参考様式等**

****

**平成２９年　１０月　１日（第２版）**

**別紙　社会福祉法人定款例**

＜説　明＞

１．定款例について

○　各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について，定款の定め方の一例を記載している。

○　各法人の定款の記載内容については，当該定款例の文言に拘束されるものではないが，定款において定めることが必要な事項が入っているか，その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

２．記載事項の種類

○　必要的記載事項（直線）　→　必ず定款に記載しなければならない事項であり，その一つでも記載が欠けると，定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については，法令に沿ったものであればよく，当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。

○　相対的記載事項（点線）　→　必要的記載事項と異なり，記載がなくても定款の効力に影響はないが，法令上，定款の定めがなければその効力を生じない事項

○　任意的記載事項　 →　法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

３．評議員会及び理事会における法定決議事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 理事会 | 評議員会 |
| 決議事項 | ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条）・理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号，業務執行理事：法第45条の16第2項第2号）・重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号）・多額の借財（法第45条の13第4項第2号）・重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号）・従たる事務所その他の重要な組織の設置，変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号）・コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ・競業及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第第84条第1項）・計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項）・理事会による役員，会計監査人の責任の一部免除（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項）・その他の重要な業務執行の決定 | ・理事，監事，会計監査人の選任（法第43条）・理事，監事，会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★・理事，監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条，監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条）・理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要），一部の免除：第113条第1項）★・役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項）・計算書類の承認（法第45条の30第2項）・定款の変更（法第45条の36第1項）★・解散の決議（法第46条第1項第1号）★・合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条，吸収合併存続法人：法第54条の2第1項，法人新設合併：法第54条の8）★・社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項）・その他定款で定めた事項★：法第45条の9第7項の規定により，議決に加わることができる評議員の３分の２（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては，その割合）以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項 |

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は，多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより，利用者が，個人の尊厳を保持しつつ，自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として，次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害児入所施設の経営

（ロ）特別養護老人ホームの経営

（ハ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人介護支援センターの経営

（ハ）保育所の経営

（ニ）障害福祉サービス事業の経営

（ホ）相談支援事業の経営

（ヘ）移動支援事業の経営

（ト）地域活動支援センターの経営

（チ）福祉ホームの経営

　（備考）

　　（１）具体的な記載は，社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに，それぞれの法人の設立の理念を体現するものとすること。

　　（２）児童福祉に関する事業を行う法人においては，「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとすること。

　　（３）上記記載は，あくまで一例であるので，（１），（２）を踏まえ，法人の実態に即した記述とすること。

　　（４）市町村社会福祉協議会にあっては，次の例にならって記載すること。

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は，旭川市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により，地域福祉の推進を図ることを目的として，次の事業を行う。

（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）社会福祉を目的とする事業に関する調査，普及，宣伝，連絡，調整及び助成

（４）（１）から（３）までに掲げるもののほか，社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（５）共同募金事業への協力

（６）福祉サービス利用援助事業

（７）福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては，第一条の（１）及び（２）の例によること。

（８）その他本会の目的達成のため必要な事業

（名称）

第２条　この法人は，社会福祉法人〇〇福祉会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は，社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実，効果的かつ適正に行うため，自主的にその経営基盤の強化を図るとともに，その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り，もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は，地域社会に貢献する取組として，（地域の独居高齢者，子育て世帯，経済的に困窮する者　等）を支援するため，無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を北海道旭川市〇丁目〇〇番に置く。

２　前項のほか，従たる事務所を北海道旭川市〇丁目〇〇番に置く。

（備考）

　「北海道旭川市」の記載でも可能。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員○○名以上○○名以内を置く。

（備考一）

　　確定数とすることも可能。

（備考二）

　　法第40条第3項の規定により，在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお，平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人については，平成32年3月31日までは，評議員の人数は4名以上でよいものとする。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き，評議員の選任及び解任は，評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は，監事○名，事務局員○名，外部委員○名の合計○名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は，理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は，理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には，当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は，委員の過半数が出席し，その過半数をもって行う。ただし，外部委員の○名以上が出席し，かつ，外部委員の○名以上が賛成することを要する。

（備考）

評議員の選任及び解任は，上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお，理事又は理事会が評議員を選任し，又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第31条第5項）。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は，選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし，再任を妨げない。

２　評議員は，第５条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお評議員としての権利義務を有する。

（備考）

法第41条第1項に基づき，評議員の任期は，定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

　法第41条第2項に基づき，補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には，第1項の次に次の一項を加えること。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は，退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して，＜例：各年度の総額が○○○○○○円を超えない範囲で，評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を，報酬として＞支給することができる。

（備考一）

無報酬の場合は，その旨を定めること。なお，費用弁償分については報酬等に含まれない。

（備考二）

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与，当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して，不当に高額なものとならないよう，理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め，公表しなければならない（法第45条の35，第59条の2第1項第2号）。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は，全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第10条　評議員会は，次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5)　定款の変更

(6)　残余財産の処分

(7)　基本財産の処分

(8)　社会福祉充実計画の承認

(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（備考）

会計監査人を置いていない場合，＜＞内は不要。

(2)については，本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には，評議員会において決定する必要がある（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条，法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項）。

（開催）

第11条　評議員会は，定時評議員会として毎年度○月に1回開催するほか，（○月及び）必要がある場合に開催する。

（備考）

定時評議員会は，年に1回，毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第45条の9第1項）ので，開催時期を定めておくことが望ましい。なお，「毎年度○月」については，4月～6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度○月」を「毎会計年度終了後３か月以内」とすることも差し支えない。他方，臨時評議員会は，必要がある場合には，いつでも，招集することができる。（法第45条の9第2項）。

（招集）

第12条　評議員会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は，理事長に対し，評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して，評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第13条　評議員会の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず，次の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の＜例：3分の2以上＞に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　定款の変更

(3)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては，各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には，過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず，評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，評議員会の決議があったものとみなす。

　（備考）

第１項については，法第45条の9第6項に基づき，過半数に代えて，これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第２項については，法第45条の9第7項に基づき，3分の2以上に代えて，これを上回る割合を定めることも可能である。

（議事録）

第14条　評議員会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。

２　出席した評議員及び理事は，前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

第２項にかかわらず，議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに署名し，又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第４章　役員及び＜会計監査人並びに＞職員

（役員＜及び会計監査人＞の定数）

第15条　この法人には，次の役員を置く。

（１）理事　〇〇名以上○○名以内

（２）監事　〇〇名以内

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち，○名を業務執行理事とする。

＜４　この法人に会計監査人を置く。＞

（備考）

（１）理事は6名以上，監事は2名以上とすること。

（２）理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

（３）業務執行理事については，「理事長以外の理事のうち，○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

（４）会計監査人を置いていない場合，＜＞内は不要。

（５）社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば，理事長を「会長」と表記するような場合）には，「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを，定款上，明確にする必要があること。

＜例＞理事長，業務執行理事の役職名を，会長，常務理事とする場合の例

２　理事のうち1名を，会長，○名を常務理事とする。

３　前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし，常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員＜及び会計監査人＞の選任）

第16条　理事及び監事＜並びに会計監査人＞は，評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は，理事会の決議によって理事の中から選定する。

（備考）

会計監査人を置いていない場合，＜＞内は不要。

（理事の職務及び権限）

第17条　理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款で定めるところにより，職務を執行する。

２　理事長は，法令及びこの定款で定めるところにより，この法人を代表し，その業務を執行し，業務執行理事は，＜例：理事会において別に定めるところにより，この法人の業務を分担執行する。＞

３　理事長及び業務執行理事は，３か月に1回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（備考）

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については，定款で，毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である（法第45条の16第3項）。

＜例＞

３　理事長及び業務執行理事は，毎会計年度に４か月を超える間隔で2回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条　監事は，理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成する。

２　監事は，いつでも，理事及び職員に対して事業の報告を求め，この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（備考）

　　会計監査人を置く場合は，次の条を追加すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第○条　会計監査人は，法令で定めるところにより，この法人の計算書類（貸借対照表，資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し，会計監査報告を作成する。

２　会計監査人は，いつでも，次に掲げるものの閲覧及び謄写をし，又は理事及び職員に対し，会計に関する報告を求めることができる。

(1)　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは，当該書面

(2)　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは，当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員＜及び会計監査人＞の任期）

第19条　理事又は監事の任期は，選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし，再任を妨げない。

２　理事又は監事は，第15条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜３　会計監査人の任期は，選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし，その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは，再任されたものとみなす。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合，＜＞内は不要。

（備考二）

理事の任期は，定款によって短縮することもできる（法第45条）。

　法第45条に基づき，補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には，第1項の次に次の一項を加えること。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は，前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員＜及び会計監査人＞の解任）

第20条　理事又は監事が，次のいずれかに該当するときは，評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき。

＜２　会計監査人が，次のいずれかに該当するときは，評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき。

(2)　会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3)　心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき。

３　監事は，会計監査人が，前項各号のいずれかに該当するときは，（監事全員の同意により，）会計監査人を解任することができる。この場合，監事は，解任した旨及び解任の理由を，解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

（備考）

会計監査人を置いていない場合，＜＞内は不要。

（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）

第21条　理事及び監事に対して，＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で，評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜２　会計監査人に対する報酬等は，監事の過半数の同意を得て，理事会において定める。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合，＜＞内は不要。

　（備考二）

　　第１項のとおり，理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは，評議員会の決議によって定める必要がある。

　（備考三）

　　費用弁償分については報酬等に含まれない。

（職員）

第22条　この法人に，職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は，理事会において，選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は，理事長が任免する。

（備考一）

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく，地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には，定款に次の章を加えること。

第〇章　運営協議会

（運営協議会の設置）

第〇条　この法人に，運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第○条　運営協議会の委員は○名とする。

　　（運営協議会の委員の選任）

第○条　運営協議会の委員は，各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1)　地域の代表者

(2)　利用者又は利用者の家族の代表者

(3)　その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第○条　法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは，運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第○条　理事長は，必要に応じて，運営協議会から，地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第〇条　運営協議会については，この定款に定めのあるもののほか，別に定めるところによるものとする。

（備考二）

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は，定款に次の章を加えること。

第〇章　会員

（会員）

第〇条　この法人に会員を置く。

２　会員は，この法人の目的に賛同し，目的達成のため必要な援助を行うものとする。

３　会員に関する規程は，別に定める。

第５章　理事会

（構成）

第23条　理事会は，全ての理事をもって構成する。

（権限）

第24条　理事会は，次の職務を行う。ただし，日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し，これを理事会に報告する。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（備考）

（１）「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては，次のような業務がある。なお，これらは例示であって，法人運営に重大な影響があるものを除き，これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

①　「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

（注）理事長が専決できる人事の範囲については，法人としての判断により決定することが必要であるので，理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

②　職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③　債権の免除・効力の変更のうち，当該処分が法人に有利であると認められるもの，その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし，法人運営に重大な影響があるものを除く。

④　設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

⑤　建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア　日常的に消費する給食材料，消耗品等の日々の購入

イ　施設設備の保守管理，物品の修理等

ウ　緊急を要する物品の購入等

（注）理事長が専決できる契約の金額及び範囲については，随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら，法人の判断により決定することが必要であるので，理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥　基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし，法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）理事長が専決できる取得等の範囲については，法人の判断により決定することが必要であるので，理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑦　損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし，法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

（注）理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については，法人の判断により決定することが必要であるので，理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑧　予算上の予備費の支出

⑨　入所者・利用者の日常の処遇に関すること

⑩　入所者の預り金の日常の管理に関すること

⑪　寄付金の受入れに関する決定

ただし，法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお，これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

（招集）

第25条　理事会は，理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは，各理事が理事会を招集する。

（決議）

第26条　理事会の決議は，決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず，理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は，理事会の決議があったものとみなす。

（備考）

第１項については，法第45条の14第4項に基づき，過半数に代えて，これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

（議事録）

第27条　理事会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は，前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

　記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

定款で，署名し，又は記名押印する者を，当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第28条　この法人の資産は，これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。

２　基本財産は，次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）北海道旭川市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎　１棟（　　　平方メートル）

（２）北海道旭川市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園　敷地（平方　　　メートル）

３　その他財産は，基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は，速やかに第２項に掲げるため，必要な手続をとらなければならない。

　（備考）

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には，次のように記載すること。

（資産の区分）

第28条　この法人の資産は，これを分けて基本財産，その他財産，公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は，当該事業用財産のみを記載）の４種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は，３種）とする。

２　本文第２項に同じ。

３　その他財産は，基本財産，公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は，当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

４　公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は，当該事業用財産のみを記載）は，第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は，当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

５　本文第４項に同じ。

（基本財産の処分）

第29条　基本財産を処分し，又は担保に供しようとするときは，理事会及び評議員会の承認を得て，旭川市の承認を得なければならない。ただし，次の各号に掲げる場合には，旭川市の承認は必要としない。

１　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

２　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条　この法人の資産は，理事会の定める方法により，理事長が管理する。

２　資産のうち現金は，確実な金融機関に預け入れ，確実な信託会社に信託し，又は確実な有価証券に換えて，保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において，株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には，第２項の次に次の一項を加える。

３　前項の規定にかかわらず，基本財産以外の資産の現金の場合については，理事会の議決を経て，株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第31条　この法人の事業計画書及び収支予算書については，毎会計年度開始の日の前日までに，理事長が作成し，＜例1：理事会の承認，例2：理事会の決議を経て，評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も，同様とする。

２　前項の書類については，主たる事務所（及び従たる事務所）に，当該会計年度が終了するまでの間備え置き，一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条　この法人の事業報告及び決算については，毎会計年度終了後，理事長が次の書類を作成し，監事の監査を受けた上で，理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち，第1号，第3号，第4号及び第6号の書類については，定時評議員会に提出し，第1号の書類についてはその内容を報告し，その他の書類については，承認を受けなければならない。

３　第1項の書類のほか，次の書類を主たる事務所に5年間（，また，従たる事務所に3年間）備え置き，一般の閲覧に供するとともに，定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き，一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第32条　この法人の事業報告及び決算については，毎会計年度終了後，理事長が次の書類を作成し，監事の監査を受け，かつ，第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で，理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち，第1号，第3号，第4号及び第6号の書類については，定時評議員会に報告するものとする。ただし，社会福祉法施行規則第２条の39に定める要件に該当しない場合には，第1号の書類を除き，定時評議員会への報告に代えて，定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第1項の書類のほか，次の書類を主たる事務所に5年間（，また，従たる事務所に3年間）備え置き，一般の閲覧に供するとともに，定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き，一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　会計監査報告

(3)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(4)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条　この法人の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条　この法人の会計に関しては，法令等及びこの定款に定めのあるもののほか，理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第35条　予算をもって定めるもののほか，新たに義務の負担をし，又は権利の放棄をしようとするときは，理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

　（備考一）

公益事業を行う社会福祉法人は，定款に次の章を加えること。

第〇章　公益を目的とする事業

（種別）

第〇条　この法人は，社会福祉法第26条の規定により，利用者が，個人の尊厳を保持しつつ，自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として，次の事業を行う。

（１）〇〇の事業

（２）〇〇の事業

２　前項の事業の運営に関する事項については，理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（注１）具体的な目的の記載は，事業の種別に応じ，社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

（注２）上記記載は，あくまで一例であるので，（注１）を踏まえ，法人の実態に即した記述とすること。

（注３）公益事業のうち，規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については，必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

（備考二）

収益事業を行う社会福祉法人は，定款に次の章を加えること。

第〇章　収益を目的とする事業

（種別）

第〇条　この法人は，社会福祉法第26条の規定により，次の事業を行う。

（１）〇〇業

（２）〇〇業

２　前項の事業の運営に関する事項については，理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（備考）

事業種類は，事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

（収益の処分）

第〇条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は，この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和３３年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

（備考）

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う，同法施行令（昭和39年政令第224号）第６条第１項各号に掲げる事業については，本条は必要ないこと。

第７章　解散

（解散）

第36条　この法人は，社会福祉法第46条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第37条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は，評議員会の決議を得て，社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第８章　定款の変更

（定款の変更）

第38条　この定款を変更しようとするときは，評議員会の決議を得て，旭川市の認可（社会福祉法第45条の36第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは，遅滞なくその旨を旭川市に届け出なければならない。

第９章　公告の方法その他

（公告の方法）

第39条　この法人の公告は，社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに，官報，新聞又は電子公告に掲載して行う。

（備考）

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については，官報によって公告すること。

（施行細則）

第40条　この定款の施行についての細則は，理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員，評議員＜，会計監査人＞は，次のとおりとする。ただし，この法人の成立後遅滞なく，この定款に基づき，役員の選任を行うものとする。

　　理事長

　　理　事

　　　〃

　　　〃

　　　〃

　　　〃

　　監　事

　　　〃

評議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

＜会計監査人＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合，＜＞内は不要。

（備考二）

平成29年4月1日前に設立された法人は，評議員及び会計監査人の定めは不要。

**別紙　社会福祉法人定款例（租税特別措置法第４０条適用版）**

※下線部は，租税特別措置法第４０ 条の適用を受ける上での確認事項です。

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第１章 総則

（目的）

第１条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は，多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより，利用者が，個人の尊厳を保持しつつ，自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として，次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害児入所施設の経営

（ロ）特別養護老人ホームの経営

（ハ）障害者支援施設の経営

（２）第２種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人介護支援センターの経営

（ハ）保育所の経営

（ニ）障害福祉サービス事業の経営

（ホ）相談支援事業の経営

（ヘ）移動支援事業の経営

（ト）地域活動支援センターの経営

（チ）福祉ホームの経営

（備考）

（１）具体的な記載は，社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに，それぞれの法人の設立の理念を体現するものとすること。

（２）児童福祉に関する事業を行う法人においては，「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとすること。

（３）上記記載は，あくまで一例であるので，（１），（２）を踏まえ，法人の実態に即した記述とすること。

（４）市町村社会福祉協議会にあっては，次の例にならって記載すること。

（目的）

第１条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は，旭川市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により，地域福祉の推進を図ることを目的として，次の事業を行う。

（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）社会福祉を目的とする事業に関する調査，普及，宣伝，連絡，調整及び助成

（４）（１）から（３）までに掲げるもののほか，社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（５）地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

（６）共同募金事業への協力

（７）福祉サービス利用援助事業

（８）福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては，第一条の（１）及び（２）の例によること。

（９）その他本会の目的達成のため必要な事業

（名称）

第２条 この法人は，社会福祉法人〇〇福祉会という。

（経営の原則等）

第３条 この法人は，社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実，効果的かつ適正に行うため，自主的にその経営基盤の強化を図るとともに，その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り，もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２ この法人は，地域社会に貢献する取組として，（地域の独居高齢者，子育て世帯，経済的に困窮する者 等）を支援するため，無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条 この法人の事務所を北海道旭川市〇丁目〇〇番に置く。

２ 前項のほか，従たる事務所を北海道旭川市○丁目〇〇番に置く。

（備考）

「北海道旭川市」の記載でも可能。

第２章 評議員

**（評議員の定数）**

**第５条 この法人に評議員○○名以上○○名以内を置く。**

（備考一）

確定数とすることも可能。

（備考２）

**法第40 条第3 項の規定により，在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお，平成27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4 億円を超えない法人及び平成28 年度中に設立された法人については，平成32 年3 月31 日までは，評議員の人数は理事の人数と同数以上でよい。**

**（評議員の選任及び解任）**

**第６条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き，評議員の選任及び解任は，評議員選任・解任委員会において行う。**

**２　評議員選任・解任委員会は，監事○名，事務局員○名，外部委員○名の合計○名で構成する。**

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は，理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は，理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には，当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は，委員の過半数が出席し，その過半数をもって行う。ただし，外部委員の○名以上が出席し，かつ，外部委員の○名以上が賛成することを要する。

（備考）

評議員の選任及び解任は，上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。

なお，理事又は理事会が評議員を選任し，又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第31 条第5 項）。

**（評議員の資格）**

**第７条　社会福祉法第40条第４項及び第５項を遵守するとともに，この法人の評議員のうちには，評議員のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が，評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。**

（評議員の任期）

第８条　評議員の任期は，選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし，再任を妨げない。

２　評議員は，第五条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお評議員としての権利義務を有する。

（備考）

法第41 条第1 項に基づき，評議員の任期は，定款によって選任後6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第41 条第2 項に基づき，補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には，第1 項の次に次の一項を加えること。

２ 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は，退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

**（評議員の報酬等）**

**第９条　評議員に対して，＜例：各年度の総額が○○○○○○円を超えない範囲で，評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を，報酬として＞支給することができる。**

（備考一）

**無報酬の場合は，その旨を定めること。**なお，費用弁償分については報酬等に含まれない。

（備考２）

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与，当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して，不当に高額なものとならないよう，理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め，公表しなければならない（法第45 条の35，第59 条の2 第1 項第2 号）。

第３章 評議員会

（構成）

第10条　評議員会は，全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第11条　評議員会は，次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5)　定款の変更

(6)　残余財産の処分

(7)　基本財産の処分

(8)　社会福祉充実計画の承認

**(9)　事業計画及び収支予算**

**(10)　臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）**

**(11)　公益事業・収益事業に関する重要な事項**

**(12)　解散**

(13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（備考）

会計監査人を置いていない場合，＜＞内は不要。

(2)については，本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には，評議員会において決定する必要がある（法第45 条の16 第4 項において準用する一般法人法第89 条，法第45 条の18 第3 項において準用する一般法人法第105条第1 項）。

（開催）

第12条　評議員会は，定時評議員会として毎年度○月に1 回開催するほか，（○月及び）必要がある場合に開催する。

（備考）

定時評議員会は，年に1 回，毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第45 条の9 第1 項）ので，開催時期を定めておくことが望ましい。なお，「毎年度○月」については，4 月～6 月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度○月」を「毎会計年度終了後３ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方，臨時評議員会は，必要がある場合には，いつでも，招集することができる。（法第45 条の9 第2 項）。

（招集）

第13条　評議員会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は，理事長に対し，評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して，評議員会の招集を請求することができる。

**（決議）**

**第14条　評議員会の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し，その過半数をもって行う。**

**２ 前項の規定にかかわらず，次の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の＜例：3 分の2 以上＞に当たる多数をもって行わなければならない。**

**(1)　監事の解任**

**(2)　定款の変更**

**(3)　その他法令で定められた事項**

**３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては，各候補者ごとに第1 項の決議を行わなけれ　ばならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には，過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。**

**４　第１項及び第２項の規定にかかわらず，評議員（当該事項について議決に加わることができるも　のに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，評議員会の決議があったものとみなす。**

（備考）

第１項については，法第45 条の9 第6 項に基づき，過半数に代えて，これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第２項については，法第45 条の9 第7 項に基づき，3 分の2 以上に代えて，これを上回る割合を定めることも可能である。

（議事録）

第15条　評議員会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。

２ 出席した評議員及び理事は，前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考２）

第２項にかかわらず，議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに署名し，又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第４章 役員及び＜会計監査人並びに＞職員

**（役員＜及び会計監査人＞の定数）**

**第16条　この法人には，次の役員を置く。**

**（１）理事 〇〇名以上○○名以内**

**（２）監事 〇〇名以内**

**２　理事のうち一名を理事長とする。**

**３　理事長以外の理事のうち，○名を業務執行理事とする。**

**＜４ この法人に会計監査人を置く。＞**

（備考）

（１）理事は6 名以上，監事は2 名以上とすること。

（２）理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

（３）業務執行理事については，「理事長以外の理事のうち，○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

（４）会計監査人を置いていない場合，＜＞内は不要。

（５）社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば，理事長を「会長」と表記するような場合）には，「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを，定款上，明確にする必要があること。

＜例＞理事長，業務執行理事の役職名を，会長，常務理事とする場合の例

２ 理事のうち1 名を，会長，○名を常務理事とする。

３ 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし，常務理事をもって同法第45 条の16 第2 項第2 号の業務執行理事とする。

**（役員＜及び会計監査人＞の選任）**

**第17条　理事及び監事＜並びに会計監査人＞は，評議員会の決議によって選任する。**

**２　理事長及び業務執行理事は，理事会の決議によって理事の中から選定する。**

（備考）

会計監査人を置いていない場合，＜＞内は不要。

**（役員の資格）**

**第18条　社会福祉法第44条第６項を遵守するとともに，この法人の理事のうちには，理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が，理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。**

**２ 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに，この法人の監事には，この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに，この法人の職員が含まれてはならない。また，各監事は，相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。**

（備考）

**監事の人数が６人以上である場合には，｢また各監事は，相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。｣の記載については，「監事のうちには，監事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が監事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることにはなってはならない。」でも可。**

（理事の職務及び権限）

第19条　理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款で定めるところにより，職務を執行する。

２　理事長は，法令及びこの定款で定めるところにより，この法人を代表し，その業務を執行し，業務執行理事は，＜例：理事会において別に定めるところにより，この法人の業務を分担執行する。＞

３　理事長及び業務執行理事は，３か月に1 回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（備考）

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については，定款で，毎会計年度に4月を超える間隔で2 回以上とすることも可能である（法第45 条の16 第3 項）。

＜例＞

３ 理事長及び業務執行理事は，毎会計年度に４か月を超える間隔で2 回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条　監事は，理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成する。

２　監事は，いつでも，理事及び職員に対して事業の報告を求め，この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（備考）

会計監査人を置く場合は，次の条を追加すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第○条 会計監査人は，法令で定めるところにより，この法人の計算書類（貸借対照表，資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し，会計監査報告を作成する。

２ 会計監査人は，いつでも，次に掲げるものの閲覧及び謄写をし，又は理事及び職員に対し，会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは，当該書面(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは，当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

（役員＜及び会計監査人＞の任期）

第21条　理事又は監事の任期は，選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし，再任を妨げない。

２　理事又は監事は，第16条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任し　た後も，新たに選任された者が就任するまで，なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜３ 会計監査人の任期は，選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし，その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは，再任されたものとみなす。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合，＜＞内は不要。

（備考２）

理事の任期は，定款によって短縮することもできる（法第45 条）。

法第45 条に基づき，補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には，第1 項の次に次の一項を加えること。

２ 補欠として選任された理事又は監事の任期は，前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員＜及び会計監査人＞の解任）

第22条　理事又は監事が，次のいずれかに該当するときは，評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき。

＜２　会計監査人が，次のいずれかに該当するときは，評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき。

(2)　会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3)　心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき。

３　監事は，会計監査人が，前項各号のいずれかに該当するときは，（監事全員の同意により，）会計

監査人を解任することができる。この場合，監事は，解任した旨及び解任の理由を，解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

（備考）

会計監査人を置いていない場合，＜＞内は不要。

**（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）**

**第23条　理事及び監事に対して，＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で，評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。**

**＜２ 会計監査人に対する報酬等は，監事の過半数の同意を得て，理事会において定める。＞**

（備考１）

会計監査人を置いていない場合，＜＞内は不要。

（備考２）

第１項のとおり，理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは，評議員会の決議によって定める必要がある。

（備考３）

費用弁償分については報酬等に含まれない。

（職員）

第24条　この法人に，職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は，理事会において，選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は，理事長が任免する。

（備考一）

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく，地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には，定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

（運営協議会の設置）

第〇条 この法人に，運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第○条 運営協議会の委員は○名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第○条 運営協議会の委員は，各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第○条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは，運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第○条 理事長は，必要に応じて，運営協議会から，地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第〇条 運営協議会については，この定款に定めのあるもののほか，別に定めるところによるものとする。

（備考２）

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は，定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

（会員）

第〇条 この法人に会員を置く。

２ 会員は，この法人の目的に賛同し，目的達成のため必要な援助を行うものとする。

３ 会員に関する規程は，別に定める。

（備考３）

第５章 理事会

（構成）

第25条　理事会は，全ての理事をもって構成する。

（権限）

第26条　理事会は，次の職務を行う。ただし，日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し，これを理事会に報告する。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（備考）

（１）「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては，次のような業務がある。なお，これらは例示であって，法人運営に重大な影響があるものを除き，これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免（注）理事長が専決できる人事の範囲については，法人としての判断により決定することが必要であるので，理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち，当該処分が法人に有利であると認められるもの，その他やむを得ない特別の理由があると認められるものただし，法人運営に重大な影響があるものを除く。

④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料，消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理，物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

（注）理事長が専決できる契約の金額及び範囲については，随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら，法人の判断により決定することが必要であるので，理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分ただし，法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）理事長が専決できる取得等の範囲については，法人の判断により決定することが必要であるので，理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄ただし，法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

（注）理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については，法人の判断により決定することが必要であるので，理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし，法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお，これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

（招集）

第27条　理事会は，理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは，各理事が理事会を招集する。

（決議）

第28条　理事会の決議は，決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず，理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の　　全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は，理事会の決議があったものとみなす。

（備考）

第１項については，法第45 条の14 第4 項に基づき，過半数に代えて，これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

（議事録）

第29条　理事会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は，前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考２）

定款で，署名し，又は記名押印する者を，当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45 条の14 第6 項）。

第６章　資産及び会計

**（資産の区分）**

**第30条　この法人の資産は，これを分けて基本財産とその他財産，公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。**

**２　基本財産は，次の各号に掲げる財産をもって構成する。**

**（１）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎 一棟（ 平方メートル）**

**（２）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園 敷地（平方 メートル）**

**３　その他財産は，基本財産，公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。**

**４　公益事業用財産及び収益事業用財産は，第39条に掲げる公益を目的とする事業及び第41条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は，当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。**

**５　基本財産に指定されて寄附された金品は，速やかに第２項に掲げるため，必要な手続をとらなけ　ればならない。**

**（基本財産の処分）**

**第31条　基本財産を処分し，又は担保に供しようとするときは，理事総数（現在数）の３分２２以上の同意及び評議員会の承認を得て，旭川市の承認を得なければならない。**ただし，次の各号に掲げる場合には，旭川市の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第32条　この法人の資産は，理事会の定める方法により，理事長が管理する。

２　資産のうち現金は，確実な金融機関に預け入れ，確実な信託会社に信託し，又は確実な有価証券に換えて，保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において，株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には，第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の規定にかかわらず，基本財産以外の資産の現金の場合については，理事会の議決を経て，株式に換えて保

管することができる。

**（事業計画及び収支予算）**

**第33条　この法人の事業計画書及び収支予算書については，毎会計年度開始の日の前日までに，理事長が作成し，理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も，同様とする。**

２ 前項の書類については，主たる事務所（及び従たる事務所）に，当該会計年度が終了するまでの間備え置き，一般の閲覧に供するものとする。

（**事業報告及び決算）**

**第34条　この法人の事業報告及び決算については，毎会計年度終了後，理事長が次の書類を作成し，監事の監査を受けた上で，理事会の承認を受けなければならない。**

**(1) 事業報告**

**(2) 事業報告の附属明細書**

**(3) 貸借対照表**

**(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）**

**(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書**

**(6) 財産目録**

**２　前項の承認を受けた書類のうち，第１号，第３号，第４号及び第６号の書類については，定時評議員会に提出し，第1 号の書類についてはその内容を報告し，その他の書類については，承認を受けなければならない。**

**３　第１項の書類のほか，次の書類を主たる事務所に５年間（，また，従たる事務所に３ 年間）備え置き，一般の閲覧に供するとともに，定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き，一般の閲覧に供するものとする。**

**(1)　監査報告**

**(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿**

**(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類**

**(4)　事業の概要等を記載した書類**

**（備考）会計監査人を置いている場合の例**

**第34条 この法人の事業報告及び決算については，毎会計年度終了後，理事長が次の書類を作成し，監事の監査を受け，かつ，第3 号から第6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で，理事会の承認を受けなければならない。**

**(1) 事業報告**

**(2) 事業報告の附属明細書**

**(3) 貸借対照表**

**(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）**

**(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書**

**(6) 財産目録**

**２ 前項の承認を受けた書類のうち，第1 号，第3 号，第4 号及び第6 号の書類については，定時評議員会に報告するものとする。ただし，社会福祉法施行規則第２条の三十九に定める要件に該当しない場合には，第1 号の書類を除き，定時評議員会への報告に代えて，定時評議員会の承認を受けなければならない。**

**３ 第1 項の書類のほか，次の書類を主たる事務所に5 年間（，また，従たる事務所に3 年間）備え置き，一般の閲覧に供するとともに，定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き，一般の閲覧に供するものとする。**

**(1) 監査報告**

**(2) 会計監査報告**

**(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿**

**(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類**

**(5) 事業の概要等を記載した書類**

（会計年度）

第35条　この法人の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第36条　この法人の会計に関しては，法令等及びこの定款に定めのあるもののほか，理事会において定める経理規程により処理する。

**（臨機の措置）**

**第37条　予算をもって定めるもののほか，新たに義務の負担をし，又は権利の放棄をしようとするときは，理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。**

（備考）株式の寄附を受けた場合には，以下の条項を定めること

（**保有する株式に係る議決権の行使）**

**第○○条 この法人が保有する株式（出資）について，その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には，あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。**

**（備考）**

**次のとおり定めることも可能。**

**第○○条 この法人は，保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。**

（備考）公益を目的とする事業を行う場合には，以下の条項を定めること

第○章 公益を目的とする事業

（種別）

第○○条 この法人は，社会福祉法第２六条の規定により，利用者が，個人の尊厳を保持しつつ，自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として，次の事業を行う。

（１）〇〇の事業

（２）〇〇の事業

**２ 前項の事業の運営に関する重要な事項については，理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。**

（備考１）具体的な目的の記載は，事業の種別に応じ，社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

（備考２）上記記載は，あくまで一例であるので，（備考一）を踏まえ，法人の実態に即した記述とすること。

（備考３）公益事業のうち，規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については，必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

（備考）収益を目的とする事業を行う場合には，以下の条項を定めること

第○章 収益を目的とする事業

（種別）

第○○条 この法人は，社会福祉法第26条の規定により，次の事業を行う。

（１）〇〇業

（２）〇〇業

**２ 前項の事業の運営に関する重要な事項については，理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。**

（備考）

事業種類は，事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

（収益の処分）

第○○条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は，この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

（備考）

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う，同法施行令（昭和39年政令第224号）第６条第１項各号に掲げる事業については，本条は必要ないこと。

第７章 解散

（解散）

**第38条　この法人は，社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。**

**（残余財産の帰属）**

**第39条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は，評議員会の決議を得て，社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。**

第８章 定款の変更

**（定款の変更）**

**第40条　この定款を変更しようとするときは，評議員会の決議を得て，旭川市の認可（社会福祉法第45条の36第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。**

**２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは，遅滞なくその旨を旭川市に届け出なければならない。**

第９章 公告の方法その他

（公告の方法）

第41条　この法人の公告は，社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに，官報，新聞又は電子公告に掲載して行う。

（備考）

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については，官報によって公告すること。

（施行細則）

第42条　この定款の施行についての細則は，理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員，評議員＜，会計監査人＞は，次のとおりとする。ただし，この法人の成

立後遅滞なく，この定款に基づき，役員の選任を行うものとする。

理事長

理 事

　〃

　〃

　〃

　〃

監 事

　〃

評議員

　〃

　〃

　〃

　〃

　〃

　〃

＜会計監査人＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合，＜＞内は不要。

（備考２）

平成29 年4 月1 日前に設立された法人は，評議員及び会計監査人の定めは不要。

**【様式例】 監査報告書の様式**

***※ 計算関係書類・財産目録及び事業報告等の監査報告を一本化した場合***

**監査報告書**

平成２９年○月○日

社会福祉法人○○福祉会

理事長 ○○ ○○ 殿

監事 ○○ ○○ ㊞

監事 ○○ ○○ ㊞

私たち監事は，平成○○年４月１日から平成○○年３月31 日までの平成○○年度の理事の職務の執行と計算関係書類及び財産目録について監査を行いました。その方法及び結果について，次のとおり報告いたします。

**１ 監査の方法及びその内容**

各監事は，理事及び職員等と意思疎通を図り，情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに，理事会その他重要な会議に出席し，理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により，当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに，会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い，当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

**２ 監査意見**

①　事業報告等の監査結果

一　事業報告等は，法令及び定款に従い，法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

②　計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については，法人の財産，収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

**【様式例】　欠格事由に該当しない旨の申立書　評議員**

申　立　書

私は，社会福祉法人旭川○○○会の評議員就任に当たり，社会福祉法第４０条第１項に規定する各項目について，いずれも該当しないことを申し立てます。

１　成年被後見人又は被保佐人

２　生活保護法，児童福祉法，老人福祉法，身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者

３　前項に該当する者を除くほか，禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者

４　社会福祉法第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

５　暴力団員等の反社会的勢力の者

 社会福祉法人　旭川○○○会

　　理　事　長　　　様

平成　　年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

**【様式例】欠格事由に該当しない旨の申立書　理事・監事**

申　立　書

私は，社会福祉法人旭川○○○会の理事（監事）就任に当たり，社会福祉法第４４条第１項に規定する各項目について，いずれも該当しないことを申し立てます。

１　成年被後見人又は被保佐人

２　生活保護法，児童福祉法，老人福祉法，身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者

３　前項に該当する者を除くほか，禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者

４　社会福祉法第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

５　暴力団員等の反社会的勢力の者

 社会福祉法人　旭川○○○会

　　理　事　長　　　様

平成　　年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

**【様式例】　履歴書（評議員用）**

**履　歴　書（評議員用）**

平成　　年　　月　　日作成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな |  |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　年　　月　　日　（満　　歳）　 | 性別 | 男　・　女 |
| 住所 | 〒電話　　　（　　）　　　　　　 |
| Ｅメールアドレス |  |

**職歴**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤務先 | 在職期間 | 職務内容 | 役職 |
|  | 年　月　日～　　年　月　日 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**現職**※職歴とは別に記入して下さい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤務先 | 在職期間 | 職務内容 | 役職 |
|  | 年　月　日～　　現　在 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**他法人役員歴**※他法人役員歴については，履歴とは別に記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤務先 | 在職期間 | 職務内容 | 役職 |
|  | 年　月　日～　　現　在 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**その他兼務職歴**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤務先 | 在職期間 | 職務内容 | 役職 |
|  | 年　月　日～　　現　在 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**資格・免許**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称（種別） | 取得年月日及び登録番号 | 取扱機関 |
|  | 　年　　月　　日 | № |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**他の評議員予定者及び理事との関係**※下記の１及び２に該当する場合に記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 関係（具体的に） | 氏　　名 | 関係（具体的に） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

1. 評議員のうちには，各評議員について，その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある場合に記載。
2. 評議員のうちには，理事・監事について，その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある場合に記載。

**【様式例】履歴書（理事・監事用）**

**履　歴　書（理事・監事用）**

平成　　年　　月　　日作成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな |  |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　年　　月　　日　（満　　歳）　 | 性別 | 男　・　女 |
| 住所 | 〒電話　　　（　　）　　　　　　 |
| Ｅメールアドレス |  |

**職歴**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤務先 | 在職期間 | 職務内容 | 役職 |
|  | 年　月　日～　　年　月　日 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**現職**※職歴とは別に記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤務先 | 在職期間 | 職務内容 | 役職 |
|  | 年　月　日～　　現　在 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**他法人役員歴**※他法人役員歴については，履歴とは別に記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤務先 | 在職期間 | 職務内容 | 役職 |
|  | 年　月　日～　　現　在 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**その他兼務職歴**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤務先 | 在職期間 | 職務内容 | 役職 |
|  | 年　月　日～　　現　在 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**資格・免許**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称（種別） | 取得年月日及び登録番号 | 取扱機関 |
|  | 　年　　月　　日 | № |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**他の理事との関係**※下記に該当する場合に記載

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 関係（具体的に） | 氏　　名 | 関係（具体的に） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

理事のうちには、各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族その他理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある場合に記載。

【参考：厚生労働省令（社会福祉法施行規則第2条の10）】

法第44条第6項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二　当該理事の使用人

三　当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

四　前二号に掲げる者の配偶者

五　第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

六　当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七　第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）．

**【様式例】評議員就任承諾書**

評議員就任承諾書

社会福祉法人　○　○　会　評議員に就任することを承諾します。

なお，評議員に就任するにあたっては，定款に定める事項を遵守することを誓います。

（任期）平成○○年○○月○○日～平成○○年度定時評議員会終結時

平成　　年　　月　　日

住所

氏名 （印）

社会福祉法人　○○○○

　理事長 様

**【様式例】理事・監事就任承諾書**

理事（又は監事）就任承諾書

社会福祉法人　○　○　会　理事（又は監事）に就任することを承諾します。

なお，理事（又は監事）に就任するにあたっては，定款に定める事項を遵守することを誓います。

（任期）平成○○年○○月○○日～平成○○年度定時評議員会終結時

平成　　年　　月　　日

住所

氏名 （印）

社会福祉法人○○○○

　理事長 様

**【様式例】監事選任に係る監事の同意書**

※監事１名ごとに同意書を徴する場合

社会福祉法人旭川○○会　理事長　様

**監事選任に関する監事の同意書**

１　監事選任に係る評議員会の開催日

　　平成○○年○○月○○日

２　監事選任に係る評議員招集通知発送予定日

　　　　　　　　　　　　　　平成○○年○○月○○日

３　評議員会提出案

第○号議案 監事の選任

４　議案の概要

○○　○○及び○○　○○を監事に選任する。

上記の「第○号議案　監事の選任」を評員会へ提案することに同意します。

平成○○年○○月○○日

社会福祉法人旭川○○会

監　事 ○○　　○○ 印

|  |
| --- |
| 　※１枚の同意書で２名の監事の同意書とする場合は下記のとおり監事２名の連名とします。社会福祉法人旭川○○会　　監　事　○○ ○○　 ㊞監　事　△△　△△　㊞※本同意書は，監事選任に係る評議員会の招集を決める理事会の当日までに徴して下さい。 |

**【様式例】　招集通知（評議員会）**

　　年　　月　　日

社会福祉法人旭川監査会　評議員各位

社会福祉法人　旭川監査会

理事長　　指　導　太　郎

**○○年度定時評議員会の招集について**

次のとおり社会福祉法人旭川監査会○○年度定時評議員会を開催いたしますので，ご出席くださいますよう通知いたします。

記

１　日時　　○○年○月○日（○曜日）　○○時○○分

２　場所　　旭川市７条通１０丁目　旭川監査保育園　１階　会議室

３　評議員会の目的事項

　　（１）報告事項

　　　第１号報告　○○年度事業報告

　　　第２号報告　○○○○について

　　（２）決議事項

　　　第１号議案　○○年度決算について

　　　第２号議案　社会福祉法人旭川監査会役員報酬基準の改正について

　　　第３号議案　社会福祉法人旭川監査会定款変更について

　　　第４号議案　社会福祉法人旭川監査会理事の選任について

　　　第５号議案　社会福祉法人旭川監査会監事の選任について

　　（３）議案の概要

　　　第１号議案　社会福祉法人旭川監査会○○年度決算の承認を受けようとするものです

　　　第２号議案　社会福祉法人旭川監査会役員報酬基準の改正について承認を受けようと

するものです

　　　第３号議案　指導保育園新設に伴い社会福祉法人旭川監査会の定款変更について承認

を受けようとするものです

　　　第４号議案　任期終了に伴う理事の選任を行うものです

　　　第５号議案　任期終了に伴う監事の選任を行うものです

議案の詳細は，別添の社会福祉法人旭川監査会○○年度定時評議員会議案書を御覧ください

**【例】　招集通知（理事会）**

　　年　　月　　日

社会福祉法人旭川監査会　理事・監事各位

社会福祉法人　旭川監査会

理事長　　指　導　太　郎

**理事会招集について**

次のとおり理事会を開催いたしますので，ご出席くださいますよう通知いたします。

記

１　日時　　○○年○月○日（○曜日）　○○時○○分

２　場所　　旭川市７条通１０丁目　旭川監査保育園　１階　会議室

３　理事会の議題

　　（１）報告事項

　　　第１号報告　業務執行報告について

　　　～　以下　省略

　　（２）決議事項

　　　第１号議案　○○○の契約について

　　　～　以下　省略

**【様式例】　電子メールによる招集通知の同意書（評議員会）**

（宛先）

社会福祉法人旭川監査会

理事長　指導　太郎

**電子メールにて評議員会招集通知を行うことの同意について**

電子メールにて評議員会の招集通知（議題・議案に係る資料等を含む）を行うことについて次のとおり同意します。

1. 同意内容

　　　　（１）電子メール受信アドレス

　　　　　　***○○○○○＠○○○○．○○．ｊｐ***

　　　　（２）受信可能ファイル

１　***Microsoft Wordファイル***

２　***Microsoft Excelファイル***

３　***ＪＵＳＴ　ＳＹＳＴＥＭＳ　一太郎ファイル***

４　***ＰＤＦファイル***

※アンダーラインは評議員に記載してもらう

1. 同意日

　　　　　　○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人旭川監査会評議員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　旭川市６条通９丁目

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　福祉　二郎　㊞

**【例】定時評議員会議事録**

（あくまでの議事録例であるので，一言一句このように議事録を作成する必要はありません）

社会福祉法人○○会　平成○○年度定時評議員会議事録

１　開催日時　　　平成○○年○月○○日　　午後○時～午後○時

２　開催場所　　　社会福祉法人○○会本部会議室

３　出席者

（１）評議員総数　　○名

　　　評議員出席者　○名

　　　　○○　○○　　○○　○○ ○○　○○ ○○　○○

　　　　○○　○○　　○○　○○ ○○　○○

（２）理事出席者　　○名

　　　　理事長　○○　○○　　業務執行理事　○○　○○

　　　　理事　　○○　○○　　理事　○○　○○

（３）監事出席者　　○名

　　　　監事　○○　○○　　監事　○○　○○

（４）事務局

 事務局長　○○　○○　　事務局員　○○　○○

４　議長

　　　　評議員　○○　○○

５　議事録作成者

　　　　○○○　○○　○○

 ※理事長，業務執行理事，事務局長等が想定される。

６　議題

（１）報告事項

　　　報告第１号　平成○○年度の事業報告について

（２）決議事項

　　　議案第１号　平成○○年度の計算書類等の承認について

 　議案第２号　理事の選任について

 　議案第３号　監事の選任について

 　議案第４号　役員等（理事，監事，評議員）の報酬等の額について

 議案第５号　役員等（理事，監事，評議員）の報酬等の支給の基準について

 議案第６号　社会福祉充実計画の承認について　（※社会福祉充実計画がある場合）

７　議事の経過の要領及びその結果

定刻，○○理事長（業務執行理事，事務局長）が開会を告げ，評議員○名が出席し，定款第○○条により，評議員会が成立したことを報告。○○理事長の挨拶の後，出席した評議員の互選により○○評議員を議長に選出。議長は，全評議員の了承を得て，○○評議員，○○評議員を議事録署名人に指名。

　　議長は，開会を宣し，各評議員に本評議員会の決議事項に特別の利害関係を有する者は申し出ることを告げ，各評議員からは申出がなく，該当する評議員がいないことを確認した上で，議事に入った。

（１）報告事項

　　報告第１号　平成○○年度の事業報告について

　　議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）より，平成○○年度事業報告書に基づき，内容の説明・報告があった。

　　議長は，各評議員に対し，意見・質問等を募ったところ，○○評議員より，○○施設における利用者の状況について質問があり，事務局（○○事務局長）より，事業報告書を用いて，昨年度及び現在の施設利用者の状況についての詳細な説明があった。

　　次いで，○○評議員より，○○施設の収支状況についての質問があり，事務局（○○事務局長）より，○○拠点区分の計算書類等を用いて昨年度の収支状況の説明があった。

　　続いて，評議員全員により，本報告は了承された。

（２）決議事項

議案第１号　平成○○年度の計算書類等の承認について

　　　議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）より，「平成○○年度決算関係書類」に基づき説明

があった。

各評議員に対し，意見・質問等を募ったところ，意見等はなく，続いて，本議案についての賛否を諮ったところ，評議員全員の賛成をもって，本議案は承認された。

　　議案第２号　理事の選任について

議長より，理事全員が本定時評議員会の終結と同時に任期満了となることから，理事全員を選任する必要があること，理事会より理事候補者が提案されたことの説明があった。続いて，議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）から，別紙により理事の選任案の説明があった。

※別紙の理事選任案（理事候補者一覧表等）には，次の理事要件の区分を示すことが望ましい。

* 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
* 当該法人の事業区域の福祉に関する実情に通じている者
* 当該法人の施設管理者（施設を設置している場合）

議長は，次のとおり理事候補者ごとに選任を諮った。

理事候補者○○　○○について，評議員全員の承認を得たので，○○　○○氏を理事に選任。

理事候補者○○　○○について，評議員全員の承認を得たので，○○　○○氏を理事に選任。

理事候補者○○　○○について，評議員全員の承認を得たので，○○　○○氏を理事に選任。

理事候補者○○　○○について，評議員全員の承認を得たので，○○　○○氏を理事に選任。

理事候補者○○　○○について，評議員全員の承認を得たので，○○　○○氏を理事に選任。

理事候補者○○　○○について，評議員全員の承認を得たので，○○　○○氏を理事に選任。

 　　以上，理事６名の選任を終了した。

議案第３号　監事の選任について

議長より，監事全員が本定時評議員会の終結と同時に任期満了となることから，監事全員を選任する必要があること，理事会より，現監事の同意を得たうえで，監事候補者が提案されたことの説明があった。

続いて，議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）から，別紙により監事の選任案の説明があった。

※別紙の監事選任案（監事候補者一覧表等）には，次の監事要件の区分を示すことが望ましい。

* 社会福祉事業について識見を有する者
* 財務管理について識見を有する者

議長は，次のとおり監事候補者ごとに選任を諮った。

監事候補者○○　○○について，評議員全員の承認を得たので，○○　○○氏を監事に選任。

監事候補者○○　○○について，評議員全員の承認を得たので，○○　○○氏を監事に選任。

以上，監事２名の選任を終了した。

議案第４号　役員等（理事，監事，評議員）の報酬等の額について

 　　議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）から，役員等の報酬については，定款第○条及び第○条に基づき，評議員，理事，監事とも無報酬である旨説明があった。議長は，意見・質問等を募ったところ，意見等はなく，続いて，賛否を諮ったところ，評議員全員の賛成をもって，本議案は議決された。

 議案第５号　役員等（理事，監事，評議員）の報酬等の支給の基準について

 　　　議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）から，別紙役員等報酬規程に基づき，評議員，理事，監事とも無報酬であるが，理事会，評議員会に出席した場合，監事が監査を実施した場合等についての費用弁償を支給することについて説明があった。

議長は，意見・質問等を募ったところ，意見等はなく，続いて，賛否を諮ったところ，評議員全員の賛成をもって，本議案は議決された。

　　議案第６号　社会福祉充実計画の承認について

議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）から，平成２９年度より，社会福祉法人は，毎会計年度，保有財産について，事業継続に必要な財産を控除したうえで，再投下可能な財産を算定した結果，社会福祉充実残額が生じた場合は，社会福祉充実計画を策定し，所轄庁に提出することになったことを説明。

さらに，本法人については， －－－　（計画内容を説明，以下省略。）－－－，○月○日に監事○○公認会計士（税理士）の意見を得て，別紙のとおり「平成○○～○○年度社会福祉法人○○会社会福祉充実計画」を作成し，本定時評議員会での承認を受けた後に，６月３０日までに旭川市に本計画の承認申請を行い，承認を得た後，５年間に渡り，本計画に基づく事業を実施していくことを説明。

議長は，各評議員に対し，本計画に対する意見・質問等を募ったところ，意見等はなく，続いて，本議案についての賛否を諮ったところ，評議員全員の賛成をもって，本議案は承認された。

　　以上，議長は議事が全て終了した旨を告げ，午後○時に閉会した。

　　この議事録の正確を期するため，次のとおり署名（又は記名押印）する。

平成○○年○月○○日

社会福祉法人○○会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　議長　評議員　○○　○○　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　評議員　○○　○○　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　評議員　○○　○○　㊞

**【例】理事会議事録（定時評議員会前）**

（あくまでの議事録例であるので，一言一句このように議事録を作成する必要は，ありません）

社会福祉法人○○会　平成○○年度第１回理事会議事録

１　開催日時　　　平成○○年○月○○日　　午後○時～午後○時

２　開催場所　　　社会福祉法人○○会本部会議室

３　出席者

（１）理事総数　○名

　　　出席理事　○名（※理事長を含む。）

　　　　理事長　○○○○　　　理事　○○○○

　　　　理事　　○○○○　　　理事　○○○○

（２）監事総数　○名

　　　出席監事　○名

　　　　監事　○○○○　　　　監事　○○○○

（３）事務局

 事務局長　○○○○　　事務局員　○○○○

４　議長

　　　　理事長　○○○○

５　議事録作成者

　　　　理事長　○○○○

６　議題

（１）決議事項

議案第１号　平成○○年度の事業報告の承認について

　　議案第２号　平成○○年度の計算書類等の承認について

 　議案第３号　理事候補者の選任について

 　議案第４号　監事候補者の選任について

 議案第５号　役員等（理事，監事，評議員）の報酬等の額について

※評議員の報酬等の額の決定は，理事会の権限ではなく，定款で定めることとなっており，定款の変更により行うが，これを議決する評議員会に，理事会として提案する議案を決定するという意味で，理事会で決定する。

 議案第６号　役員等（理事，監事，評議員）の報酬等の支給の基準について

※評議員の**報酬等の支給の基準**の決定は，理事会の権限ではなく，評議員会で定めることとなっており，これを議決する評議員会に，理事会として提案する議案を決定するという意味で，理事会で決定する。

 議案第７号　平成○○年度定時評議員会の開催について

 議案第８号　社会福祉充実計画の承認について　（※社会福祉充実計画がある場合）

７　議事の経過の要領及びその結果

　　　定刻，理事の互選により理事長を議長に選出後，議長は開会を宣し，理事○名が出席，定款第○○条により理事会が成立した旨を告げた。

　　　議長は，各理事に本理事会の決議事項に特別の利害関係を有する者は申し出ることを告げ，各理事からは申出がなく，該当する理事がいないことを確認した上で，議事に入った。

（１）決議事項

議案第１号　平成○○年度の事業報告の承認について

議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）より，平成○○年度事業報告書（案）に基づき，内容の説明・報告があった。

　　　　　議長は，各理事に対し，意見・質問等を募ったところ，○○理事より，○○施設における利用者の状況について質問があり，事務局（○○事務局長）より，事業報告書（案）を用いて，昨年度及び現在の施設利用者の状況についての詳細な説明があった。

　　　次いで，○○理事より，○○施設の収支状況についての質問があり，事務局（○○事務局長）より，○○拠点区分の計算書類等を用いて昨年度の収支状況の説明があった。

続いて，議長は，本議案についての賛否を諮ったところ，理事全員の賛成をもって，本議案は承認された。

議案第２号　平成○○年度の計算書類等の承認について

議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）より，「平成○○年度決算関係計 算書類（案）」に基づき，説明があった。

 　　　議長は，各理事に対し，意見・質問等を募ったところ，意見等はなく，続いて，本議案についての賛否を諮ったところ，理事全員の賛成をもって，本議案は承認された。

議案第３号　理事候補者の選任について

議長より，理事全員が平成○○年度定時評議員会の終結と同時に任期満了となることから，理事全員を選任する必要があることの説明があり，議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）より，理事会として，理事候補者を選任すべく，別紙の理事候補者一覧表，経歴書等に基づき，次のとおり提案した。

※別紙の理事候補者一覧表等には，次の理事要件の区分を示すことが望ましい。

* 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
* 当該法人の事業区域の福祉に関する実情に通じている者
* 当該法人の施設管理者（施設を設置している場合）

　　　　　理事候補者　○○　○○

 　理事候補者　○○　○○

 　理事候補者　○○　○○

 　理事候補者　○○　○○

 　理事候補者　○○　○○

 　理事候補者　○○　○○

 議長は，各理事に対し，意見・質問等を募ったところ，意見等はなく，続いて，本議案についての賛否を諮ったところ，理事全員の賛成をもって，本議案は議決された。

議案第４号　監事候補者の選任について

議長より，監事全員が平成○○年度定時評議員会の終結と同時に任期満了となる ことから，監事全員を選任する必要があることの説明があり，議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）より，理事会として，監事候補者を選任すべく，別紙の監事候補者一覧表，経歴書等に基づき，次のとおり提案した。

※別紙の監事候補者一覧表等には，次の監事要件の区分を示すことが望ましい。

* 社会福祉事業について識見を有する者
* 財務管理について識見を有する者

　 監事候補者　○○　○○

 　監事候補者　○○　○○

 　 議長は，各理事に対し，意見・質問等を募ったところ，意見等はなく，続いて，本議案についての賛否を諮ったところ，理事全員の賛成をもって，本議案は議決された。

※　監事（候補者）の選任に際しては，現監事２名（全員）の同意が必要であるが，本理事 会に監事２名が出席していれば，監事に議決権はないものの，本理事会の議事録署名人と なることから，監事の同意を明示することとなる。

なお，本理事会に監事が１名でも欠席した場合は，本理事会の議事録では，全ての監事　　　　　 が同意したことにはならず，別途，監事による選任の同意書が必要となる。

議案第５号　役員等（理事，監事，評議員）の報酬等の額について

 　　　　　議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）から，役員等の報酬については，定款第○条及び第○条に基づき，評議員，理事，監事とも無報酬である旨説明があった。議長は，意見・質問等を募ったところ，意見等はなく，続いて，賛否を諮ったところ，理事全員の賛成をもって，本議案は議決された。

議案第６号　役員等（理事，監事，評議員）の報酬等の支給の基準について

議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）から，別紙役員等報酬規程に基づき，評議員，理事，監事とも無報酬であるが，理事会，評議員会に出席した場合，監事が監査を実施した場合等についての費用弁償を支給することについて説明があった。

議長は，意見・質問等を募ったところ，意見等はなく，続いて，賛否を諮ったところ，理事全員の賛成をもって，本議案は議決された。

議案第７号　平成○○年度定時評議員会の開催について

 　　　　議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）から，平成○○年度定時評議員会 について，次のとおり開催することの説明があった。

　　　　　　議長は，意見・質問等を募ったところ，意見等はなく，続いて，賛否を諮ったところ，理事全員の賛成をもって，本議案は議決された。

 １　日　時　　平成○○年○月○○日

※　理事会で評議員会の議案及び開催を決定してから，決算関係書類については閲覧期間が２週間必要なため，本理事会の開催日を平成○○年５月３１日とすると，その翌日（６月１日）を起算日として１４日間経過後の６月１５日以降でなければ，評議員会を開催することができない。（決算を承認する定時評議員会のみ。） なお，決算承認以外の評議員会は１週間空ければよい。

 ２　場　所　　社会福祉法人○○会　本部会議室

 ３　議　案

　　　　　　 報告第１号　平成○○年度の事業報告について

　　　 議案第１号　平成○○年度の計算書類及び附属明細書の承認について

 　 議案第２号　理事の選任について

 　　　　　 議案第３号　監事の選任について

 　 議案第４号　役員等の報酬等の額について

 議案第５号　役員等の報酬等の支給の基準について

 議案第６号　社会福祉充実計画の承認について

　　　　　　　　　　　　　 （※社会福祉充実計画がある場合）

議案第８号　社会福祉充実計画の承認について

議長の求めに応じて，事務局（○○事務局長）から，平成○○年度より，社会福祉法人は，毎会計年度，保有財産について，事業継続に必要な財産を控除したうえで，再投下可能な財産を算定した結果，社会福祉充実残額が生じた場合は，社会福祉充実計画を策定し，所轄庁に提出することになったことを説明。

さらに，本法人については， －－－（計画内容を説明，以下省略。）－－－， ○月○日に監事○○公認会計士（税理士）の意見を得て，別紙のとおり「平成○○～３３年度社会福祉法人○○会社会福祉充実計画」を作成し，議案第７号の定時評議員会での承認を得た後に，６月３０日までに旭川市に本計画の承認申請を行い，旭川市の承認を得た後，５年間に渡り，本計画に基づく事業を実施していくことを説明。

議長は，各理事に対し，本計画に対する意見・質問等を募ったところ，意見等はなく，続いて，本議案についての賛否を諮ったところ，理事全員の賛成をもって，本議案は承認された。

以上，議長は議事が全て終了した旨を告げ，午後○時に閉会した。

　　この議事録の正確を期するため，次のとおり署名（又は記名押印）する。

平成○○年○月○○日

社会福祉法人○○会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　議長　理事長　○○　○○　㊞

監　事　○○　○○　㊞

監　事　○○　○○　㊞

**【例】基本財産増に伴う定款変更の理事会議事録　(例１)**

（あくまでの議事録例であるので，一言一句このように議事録を作成する必要はありません）

【第１号議案　定款変更について　】

（議長）

　　「第１号議案　定款変更について」を議案といたします。

　　　第１号議案について，事務局に説明を求めます。

（事務局）

　　　「第１号議案，定款変更について」を説明いたします。

　　　第１号議案については，旭川福祉保育園の新築・完成に伴い，同建物の不動産登記後，基本財産に加え定款変更を行うものです。

　　　具体的には，**本法人定款第六章の（資産の区分）第２８条第２項の（２）の次に，（３）**を設けの下記の条文を加えます。（条文は定款例に合わせて作成しておりますので，実際にはそれぞれの法人の定款条文に合せて作成して下さい。）

　　（３）北海道旭川市７条通１０丁目１００番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根

２階建旭川保育園園舎一棟　５６０平方メートル

なお，今回の定款変更については，基本財産の増加によるものであることから，本理事会での承認後に，登録免許税法施行規則第３条の規定による不動産使用証明願を旭川市に提出・証明を受けた後法務局にて登記を行い，合わせて評議員会より定款変更に係る承認を受けた後，社会福祉法第４５条の３６第４項に規定により，旭川市に対して定款変更届を提出することになります。

　　　以上で第１号議案の説明を終ります。

（議長）

　　　それでは，第１号議案の審議に移ります。

　　　ただ今，事務局から説明がありましたが，第１号議案について，御質問，御意見などはありませんでしょうか。

（△△理事）

　　　従前から施設整備を行っていた保育園であるので定款変更には異議はありません。

（議長）

　　　他に御質問，御意見はありませんでしょうか。

（議長）

　　　それでは，第１号議案についてお諮りします。

　　　第１号議案について，原案どおり賛成の方の挙手を求めます。

　　　（理事全員賛成の挙手）

（議長）全員が賛成ですので，「第１号議案　定款変更について」は承認とします。

　　　　今後は，速やかに評議員会の招集を行い，（１週間以上の間をあけ）○月○日の評議員会を開催・提案を行い，承認を得た後，旭川市に定款変更届を提出することとし，変更日は登記日とします。

【議決の省略の行う場合】

（議長）全員が賛成ですので，「第１号議案　定款変更について」は承認とします。

　　　　今回は，基本財産の増加に伴う定款変更であるので，本法人定款第１３条第４項におり，議決の省略の手続を行いたいと思いますがいかかでしょうか。賛成の方挙手をお願いします。

（理事全員賛成の挙手）

（議長）理事全員が異議なしとの意見なので，評議員には文書により今回の定款変更についてお諮りいたします。

　　　　なお，評議員全員の同意が得られましたら，評議員会の承認を得られたとみなし，旭川市に定款変更届を提出することとし，変更日は評議員会の承認日とします。

　　　　（登記日が評議員会より，以前の場合の例）

**【例】基本財産増に伴う定款変更の理事会議事録（例２）**

（あくまでの議事録例であるので，一言一句このように議事録を作成する必要は，ありません）

【第１号議案　定款変更について　】

（議長）

　　「第１号議案　定款変更について」を議案といたします。

　　　第１号議案について，事務局に説明を求めます。

（事務局）

　　　「第１号議案，定款変更について」を説明いたします。

　　　第１号議案については，旭川福祉保育園の新築・完成に伴い，同建物の不動産登記後，基本財産に加え定款変更を行うものです。

　　　具体的には，本法人定款を別紙理事会資料「定款変更届（案）」のとおりに変更するものです。

　　　　なお，今回の定款変更については，基本財産の増加によるものであることから，本理事会での承認後に，登録免許税法施行規則第３条の規定による不動産使用証明願を旭川市に提出・証明を受けた後法務局にて登記を行い，合わせて評議員会より定款変更に係る承認を受けた後，社会福祉法第４５条の３６第４項に規定により，旭川市に対して定款変更届を提出することになります。

　　　以上で第１号議案の説明を終ります。

（議長）

　　　それでは，第１号議案の審議に移ります。

　　　ただ今，事務局から説明がありましたが，第１号議案について，御質問，御意見などはありませんでしょうか。

（△△理事）

　　　従前から施設整備を行っていた保育園であるので定款変更には意義はありません。

（議長）

　　　他に御質問，御意見はありませんでしょうか。

（議長）

　　　それでは，第１号議案についてお諮りします。

　　　第１号議案について，原案どおり賛成の方の挙手を求めます。

　　　（理事全員賛成の挙手）

（議長）全員が賛成ですので，「第１号議案　定款変更について」は承認とします。

　　　　今後は，速やかに評議員会の招集を行い，（１週間以上の間をあけ）○月○日の評議員会を開催・提案を行い，承認を得た後，旭川市に定款変更届を提出することとし，変更日は評議員会の承認日とします。（登記日が評議員会より以前の場合）

【議決の省略の行う場合】

（議長）全員が賛成ですので，「第１号議案　定款変更について」は承認とします。

　　　　今回は，基本財産の増加に伴う定款変更であるので，本法人定款第１３条第４項により，議決の省略の手続を行いたいと思いますがいかかでしょうか。賛成の方挙手をお願いします。

（理事全員賛成の挙手）

（議長）理事全員が異議なしとの意見なので，評議員には文書により今回の定款変更についてお諮りいたします。

　　　　なお，評議員全員の同意が得られましたら，評議員会の承認を得られたとみなし，旭川市に定款変更届を提出することとし，変更日は評議員会の承認日とします。

　　　　（登記日が評議員会より，以前の場合の例）

**【様式例】評議員会議決の省略を行う場合の評議員招集通知**

平成○年○月○日

評議員　様

社会福祉法人○○会

理事長　　○○○○

評議員会の目的である事項の提案について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

　さて，本法人定款第１３条第４項【定款例の条文としていますので，実際に作成する場合は，それぞれの法人の定款の条文に合せてください。】に基づき，評議員会の目的である事項を下記のとおり提案いたします。

　つきましては，下記の「提案事項」について別紙「同意書」を，本会へご送付いただきますようお願い申し上げます。

記

１　提案事項

　　定款変更の件

　　・○○保育園の新築に伴い定款第○○条の定款変更をすること。

　　詳細については，別添の提案事項の詳細をご覧ください。

２　同意書の送付について

平成○○年○月○日までにご送付いただくようお願いいたします。

３　連絡先

社会福祉法人○○会　法人本部（○○）

電話　○○－○○○○－○○○○

**【様式例】評議員会議決の省略を行う場合の同意書**

同意書

私は，○○社会福祉法人**定款第１３条第４項**【定款例の条文としていますので，実際に作成する場合は，それぞれの法人の定款の条文に合せてください。】の規定に基づいた，評議員会の目的である事項に係る下記提案事項（平成○年○月○日付）について同意します。

記

１　提案事項

定款変更(案)承認の件

社会福祉法第○○条の変更に伴い，定款第○○条の定款変更をすること。

平成○○年　月　日

署名　氏名　○○　○○　㊞

社会福祉法人○○会

理事長　○○　○○　様

**【例】評議員会議決の省略議事録**

社会福祉法人○○会　評議員会　議事録

下記のとおり，本法人**定款第１３条第４項**【定款例の条文としていますので，実際に作成する場合は，それぞれの法人の定款の条文に合せてください。】の規程に基づき評議員会の決議があったものとみなされたので，この議事録を作成し，議事録作成者が記名押印する。

１　評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

定款変更の件

　　・○○保育園の新築に伴い定款第○○条の定款変更をすること。

２　決議事項を提案した者の氏名

　　理事長　○○○○

３　評議員会の決議があったものとみなされた日

　　平成○年○月○日

４　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

　　社会福祉法人　○○会　（役職）　氏名　○○　○○

５　評議員よりの同意書　別紙のとおり

　平成○年○月○日

　議事録作成者

社会福祉法人　○○会

（役職）　○○　○○　　㊞

**【例】評議員会選任・解任委員会議事録**

（あくまでの議事録例であるので，一言一句このように議事録を作成する必要はありません）

社会福祉法人　　○○会

第１回　評議員選任・解任委員会議事録

１．開催日時　　平成○○年○○月○○日（　）　　時　　分から　　時　　分

２．開催場所　　特別養護老人ホーム○○○苑　会議室

３．出席者

（１）評議員選任・解任委員会委員

　　外部委員　　○○　○○

　　監　　事　　○○　○○

　　事務局員　　○○　○○

　　　　　　選任・解任委員会定数３名，出席者３名

（２）法人側出席者

　　理事長　　　○○　○○

　　法人本部職員　○○　○○，○○　○○

４．審議事項　第１号議案

　（１）評議員の選任について

５．議事経過の要領及びその結果

　　　定刻になり○○理事長が開会を宣し，法人定款第○条にある委員の出席を確認し本会が成立した旨を告げた。

　理事長より，法人評議員選任・解任委員会運営細則第○条により，「委員会の委員長は，委員の中から選出し，委員長は委員会の議長とする。」と定められていると，議場に諮った。

　○○委員より，「○○委員にお願いしては」との提案があり，議場に諮ったところ全員異議なく承認され，○○委員が委員長に就任し，議案の審議に入った。

６．審議事項

　（１）第１号議案　評議員の選任について

議長は，第１号議案を提案し，法人本部職員○○より，○月○日に開催された平成○○年第○回理事会から推薦のあった，評議員候補者について，法人評議員選任・解任委員会運営細則第○条に基づき，次期候補者推薦書を委員に提出し，「当該候補者を評議員として適任とした理由」，「当該候補者と本法人及び役員等の関係」及び「当該候補者の兼務状況」を説明した。

審議を行い，その選任の賛否を諮ったところ，全員異議なく賛成したので，下記のとおり選任することが可決された。

　選任された評議員　７名

○○　○○氏

○○　○○氏

○○　○○氏

○○　○○氏

○○　○○氏

○○　○○氏

○○　○○氏

　議長は，以上をもって全ての審議事項が終了した旨を述べ，○時○○分に閉会を宣言し，解散した。

以上

８．議事録作成者　社会福祉法人　○○会　（役職）　氏名　○○　○○

　　　上記議事経過に相違がないことを証するため，法人評議員選任・解任委員会運営細則

第○条の規定により委員長及び出席した委員の全員が記名押印する。

平成○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　委員長（議長）　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　議事録署名人　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　議事録署名人　　　　　　　　　　　　　印